

専決処分した事件の報告について

江戸川区新左近川マリーナの使用料滞納者に対し、使用料滞納額及び使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金の支払を求めた事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり訴えの提起の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年二月十七日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 事件概要

本件は、江戸川区が、江戸川区新左近川マリーナ（以下「本件施設」という。）の使用料滞納者に対し、本件施設の使用料滞納額及び使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金の支払を求めた事件である。

二 訴えの内容

(一) 訴えの提起日 平成二十五年十一月八日（専決処分日 平成二十五年十一月七日）

(二) 当事者 原告 江戸川区

被告 流山市民

(三) 訴訟物の価額 二百四十一万九千六百六十八円